

KSK 2 移行に関する周知事項等について

(令和 8 年 6 月)

目次

1	申告書等の様式変更	2 ページ
2	通知等に記載される番号の変更	12 ページ
3	納付書（一般用）・所得税徴収高計算書の様式変更	14 ページ
4	提出年月日の表示	17 ページ
5	漢字等の取扱い	19 ページ
6	e-TaxのIPアドレスの仕様変更	21 ページ
7	処分通知等の電子交付の対象拡大	23 ページ
8	e-Taxのメンテナンス	25 ページ
9	源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止	27 ページ
10	預貯金口座振替依頼書等の様式変更	29 ページ
11	国税ダイレクト方式電子納税依頼書等の様式変更	31 ページ

1 申告書等の様式変更

1 - 2 申告書の税理士署名欄の移転

- 申告書の様式変更により、申告書第二表の「税理士署名欄」を第一表に移転します。
 - ※ 令和8年6月に、令和8年分の所得税申告書等の様式案を国税庁ホームページに公開する予定です。
 - ※ 令和8年分の所得税申告書等の様式の公開は、令和8年12月に行う予定です。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】
《現行の所得税申告書第二表》

○ 事業専従者に関する事項 (50)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明大昭平	・	
			明大昭平	・	

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	求上場株式の少額配当等	非居住者の特別	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に基く住民税の課税方法特別徴収	自己都合	都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象)	共同募金、日本その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附

退職所得のある配偶者・親族の氏名

個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他(寡婦、ひとり親)
		明大昭平	・		

事業税

課税所得など	番号	所得金額	増減込の特例適用前の不動産所得	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額						
事業用資産の譲渡損失など						

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所

氏名	住所	国外	所得税で控除対象配偶者(氏名など)とした専従者	氏名	住所	国外	通番

補充

補充	氏名	住所	管理	区

税理士署名・電話番号

()

税理士署名欄は第二表に位置

【変更後】
《変更後の所得税申告書第一表イメージ》

所得から差し引かれる金額	社会保険料	G1	G51		
	小規模企業共済等掛金	G14	G52		
	生命保険料	G15	G53		
	地震保険料	G16	G54		
	寡婦・ひとり親 配属者(特例)	G17	G18	G55	0000
	勤労学生、障害者	G19	G20	G56	0000
	扶養	G21	G22	G57	0000
	基礎控除特別加算額	G23	G24	G58	0000
	特定扶養親族特別加算額	G25	G26	G59	0000
	⑬ から ㉔までの計	G27	G60		
	雑損	G28	G61		
	医療費	G29	G62		
寄附金	G30	G63			
合計 (㉕+㉖+㉗+㉘)	G31	G64			

青色申告特別控除額	経常所得一時所得等の源泉徴収税額の合計算	G8	G88
	未納付の源泉徴収税額	G9	G89
	本年分で差し引繰越損失額	G10	G90
	平均課税対象金額	G11	G91
	変動・臨時所得金額	G12	G92
	申告期限までに納付する金額	G13	G93
	延納届出額	G14	G94
	金融機関名	Z01	Z02
	口座番号	Z03	Z04
	記号番号	Z05	-
郵便局名	Z06	郵便局	
公金受取口座登録の同意	Z07	公金受取口座の利用	

	通信日印の年月日	(西暦)年 月 日	F12	作成 E02	確認
	区分 A	G99	E	E03	予備 G101 K22

税理士署名欄を第一表に移転

1 - 3 法人税申告書等の様式変更

- 法人税に係るAI-OCR様式の国税庁ホームページへの公開時期は、それぞれ以下を予定しております。
 - 申告書（注1）：令和8年8月
 - 申請・届出書（注2）：令和8年6月

（注1） AI-OCR様式を公開する対象事業年度は、令和4年4月1日以後終了事業年度分以降となります。

（注2） 令和8年度税改に対応したAI-OCR様式については、令和8年8月末の公開を予定しております。
- 法人税申告書別表一の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】

法人税申告書別表一（OCR様式）

[illegible]

【変更後】

法人税申告書別表一（イメージ）

[illegible]

1 - 4 法人設立関係届出手続の統合

- 法人設立関係の4手続（法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請）を1つのAI-OCR様式に統合し、「青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書」を新たに設けます。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりで、この統合様式は令和9年1月から使用開始予定です。

【現行】

《法人設立届出書》

→単体様式は**廃止**
(令和9年1月)

《青色申告の承認申請書》

→単体様式は**廃止**
(令和9年1月)

《給与支払事務所等の開設届出書》

《源泉所得税の納期の特例に関する申請書》

【変更後】

《青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書イメージ》

1 - 6 相続税・贈与税申告書等の様式変更

- 相続税・贈与税に係るAI-OCR様式（申告書、申請・届出書）は、それぞれ以下の時期に国税庁ホームページへ公開予定です。
 - 相続税 : 令和8年7月
 - 贈与税 : 令和8年12月
- なお、相続税・贈与税に係るAI-OCR様式のうち「相続税・贈与税の更正の請求書」など一部の様式については、令和8年8月頃に国税庁ホームページへ公開予定です。
個々の様式の詳細な公開時期については、国税庁ホームページで公開しています。
- 相続税・贈与税に係る様式は、最新の様式のみAI-OCR様式として公開します。
例えば、相続税申告書第1表であれば、令和8年度、令和7年度に様式を改定していないため、令和6年1月分以降用の様式をAI-OCR様式として公開し、それ以前の様式については、AI-OCR様式を公開しません。

例) 相続税申告書第1表

	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
AI-OCR様式 として公開 申告書第1表 令和6年1月以降用	様式改定なし	様式改定なし	申告書第1表 令和6年1月分以降用	AI-OCR様式は 公開しない 申告書第1表 令和5年1月分以降用

1-7 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更

- これまで、税務署では、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」を印刷し、税務署窓口へ備え付けるほか、年末調整関係書類に封入し発送していました。
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」の印刷を廃止します。また、レイアウトを変更します。
※ 国税庁ホームページから納税者自身で印刷した様式を使用していただくことが可能になります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表》

[illegible]

【変更後】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のイメージ》

[illegible]

1 - 8 申告書等の書面提出に当たって

- 納税者等から書面で提出された申告書等については、原則、スキャン（AI-OCR）処理によりデータ化を行うこととなります。
- 申告書等を書面にて提出（郵送）する際は、以下の点に、ご協力をお願いします。

《用紙について》

注意点	内容
用紙の種類	「普通紙」、「再生紙」等の表示で市販されているものを使用してください。
用紙のサイズ	原則として、A 4 版としてください。
用紙の状態	しわ、濡れ、変色、異物付着、めくれがないようにし、用紙は穴をあけたり、のりづけはしないでください。
複数枚に及ぶ場合	クリップ等で留めて提出してください。

《印刷について》

注意点	内容
白黒印刷	文字等の色は黒を使用してください。
裏面への印字等	用紙が薄く、裏面の記載内容が透過するような場合は、裏面への記載・印刷はお控えください。また、裏面の白紙には、メモの記載や書類の貼付は行わないでください。
印刷方法	にじみ、色の濃淡、裏写りが生じないように印刷してください。また、用紙をコピーして繰り返し使用すると、かすれやズレが生じ読み取りに影響するため、プリンタから直接印刷した用紙を使用してください。
印刷後の状態	文字や枠線にかすれや傾きがないかを確認してください。

《記載方法について》

注意点	内容
枠内への記載	記載事項を訂正する際も、可能な限り記載欄の枠内に収まるよう記載してください。
金額の記載	国税庁HPに掲載している記載要領等に基づき、数字のみ記載すべき項目には、「¥」、「円」は記載しないでください。

1 - 9 提出された申告書等への日時等の自動印字

- 書面で提出された申告書等は、原則、スキャン（AI-OCR）処理によりデータ化します。
- スキャン処理の既未済管理のため、スキャン処理した申告書等には、スキャン日時等が自動的に印字（インプリント）されます。
- 提出者に返付する書類（延納・物納申請書に添付して提出される「担保関係書類」など）にも、スキャン日時等がインプリントされます。

【スキャン日時等のインプリントのイメージ】

《表面》 担保関係書類の例

様式例・1

表題部（土地の表示）		課税（延滞）		不動産番号 000000000000
地籍番号（延滞）	課税特例（延滞）			
所在地 特別区南都町一丁目				
①地番 ②地目 ③地種 ㎡	源泉及びその目的（登記の目的）			
101番 宅地 300.00	不詳 （平成20年10月14日）			
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野太郎				

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	新当主 平成20年10月26日現在 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務部

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	権利の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	質入れ	平成20年11月12日 第807号	新当主 平成20年11月4日現在 設定 担保金 44,000万円 減価率 年2.60%（年3.65日計算） 返済金 年14.5%（年3.65日計算） 返済者 特別区南都町一丁目5番5号 法務部 成当主者 特別区南都町一丁目3番3号 株式会社 南都銀行 （南都町 南都支店） 系列番号 10002340号

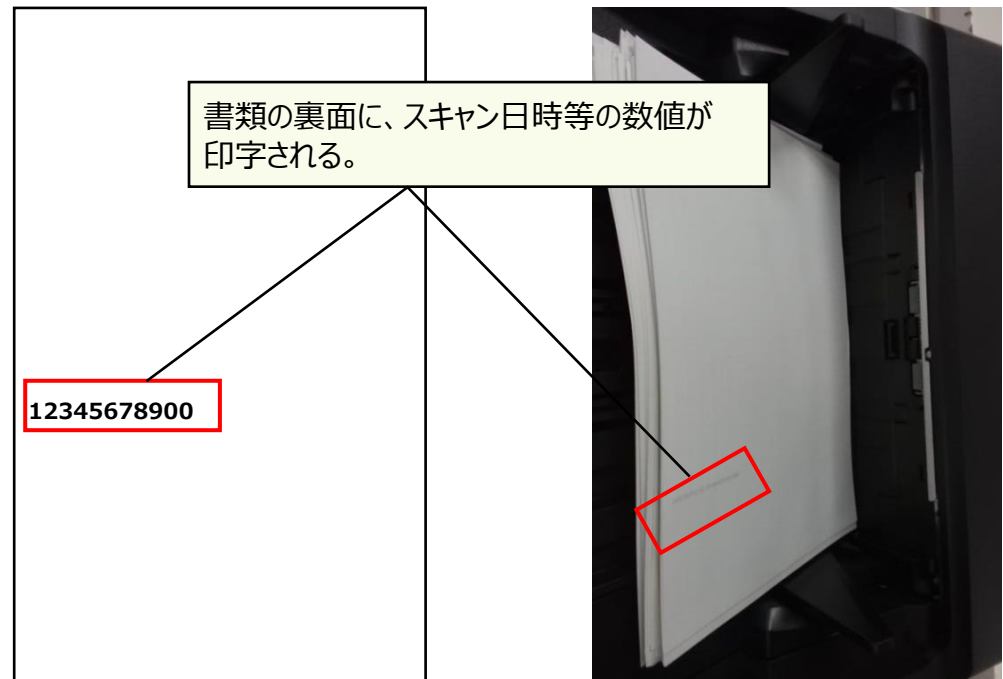
共同担保目録			
担保及び番号	担保 平成20年11月12日		
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	（延滞）
2	特別区南都町一丁目101番の建物	1	（延滞）

これは登記簿に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日
国定法務局特別区事務所 登記官 法務部 電子公印

* 下欄の数字は印字番号であることを示す。 登録番号 D23992 (1/1) 1/1

《裏面》



2 通知等に記載される番号の変更

2 通知等に記載される番号の変更

- 税務署から納税者等へ送付する通知等には、その通知等を特定するための「番号」を記載しています。その「番号」として、KSK2への移行後は「お問い合わせ番号」（13桁）を使用します。
- 「お問い合わせ番号」は、納税者一人ひとりに付番されるものではなく、税務署から納税者等へ送付する文書ごとに付番されるものです。
- なお、納税者等は、税務署の担当者に、通知等に記載された「お問い合わせ番号」を伝えることで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行えます。
※ 「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字します。

【例：予定納税額の通知書】

		お問い合わせ番号	
		来年の確定申告の際には、必ず<u>予定納税額（合計欄の金額）</u>を入力し、差し引いて計算してください。	
		年 月 日 _____ 税務署長	
年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）			
● 予定納税について あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額			
予定納	第 1 期 分	円	
	第 2 期 分		

3 納付書（一般用）・所得税徴収高計算書の様式変更

※ 最新の様式かどうかは、「整理番号」（８桁）が「お問い合わせ番号」（13桁）欄に変更されていることで、ご判断ください。

3 納付書・所得税徴収高計算書の様式変更①

- 納付書（複写式）のレイアウトを変更します。
 - 現行の「整理番号」欄(8 桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
 - レイアウト変更後の納付書（複写式）の詳しい記載方法は、裏面の二次元コードから参照できます。
- ※ 当分の間、古いレイアウトの納付書も使用可能です。
- ※ 納付書（A4用紙）については、税務署で必要事項を印字した上でお渡ししますので、そのままご使用ください。

【現行】 《複写式・1片》

「整理番号」欄
(8 桁)

【変更後】 《複写式・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

(※) 複写式の2片・3片についても、1片と同様にレイアウト変更

3 納付書・所得税徴収高計算書の様式変更②

- 所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）のレイアウトを、以下のとおり変更します。
- 現行の「整理番号」欄(8桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
- レイアウト変更後の所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）の詳しい記載方法は、国税庁ホームページの「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」から参照できます。
※ 当分の間、古いレイアウトの所得税徴収高計算書のも使用可能です。
- また、署の窓口で交付（又は、署から個別に郵送）する所得税徴収高計算書は、「複写式：日銀OCR用」から「A4用紙」へ変更します。

【現行】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「整理番号」欄
(8桁)

【変更後】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

4 提出年月日の表示

4 申告書等への提出年月日の表示

- 申告書等閲覧サービス、申告書等情報取得サービスや開示請求では、申告書等の提出年月日は、申告書等のヘッダーに印字されます。
※ 収受日付印の押なつは行いません。

【開示請求の際の申告書のイメージ】

提出年月日 yyyy.mm.dd 受付番号 9999999999999999

提出年月日 yyyy.mm.dd
年 月 日

申告書イメージ

5 漢字等の取扱い

5 漢字等（旧字体等）の取扱い

- 税務署から納税者等へ送付する文書や納税証明書等で使用する漢字・記号は、JIS（日本産業規格）の第1水準から第4水準まで（JIS X 0213で定義された文字）となります。
- このため、一部の漢字・記号について、字形が置き換わる場合や、手書きにより表示する場合があります。
- 主な事例は、次のとおりです。

漢字/記号	現行（例）	変更後
漢字	吉	吉
	岸	岸
	高	高
	岡	岡
	𠂔	（手書き）
	𪛗	（手書き）
記号	㊦	（手書き）
	㊦	（手書き）

6 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

6 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

- e-TaxのIPアドレスを、固定IPアドレスから動的IPアドレス（※）へ変更します（現在、e-TaxのIPアドレスは公開していますが、KSK 2 への移行後は非公開となります。）。
- ※ 接続するたびにIPアドレスが変わります。
- e-Taxに接続する際、IPアドレスを指定して接続している方は、URLでの接続に変更するようお願いします。

Webページ	URL（※）	IPアドレス	
		現状	KSK2への移行後
認証	login.e-tax.nta.go.jp	固定のIPアドレスを <u>公開</u>	<u>非公開</u>
マイページ	mypage.e-tax.nta.go.jp		
受付システム	uketsuke.e-tax.nta.go.jp		
e-Taxソフト(WEB版)	clientweb.e-tax.nta.go.jp		
開始届出書作成・提出コーナー	kaishi.e-tax.nta.go.jp		
QRコード付証明書等作成システム	cps.e-tax.nta.go.jp		

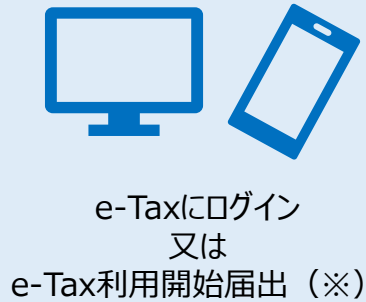
※ 各WebページのURLの変更はありません。

7 処分通知等の電子交付の対象拡大

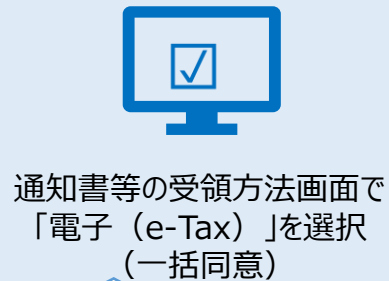
7 処分通知等の電子交付の対象拡大

- 令和8年9月24日より、税務署長等が行う処分通知等の電子交付対象が拡大されます。
- 電子交付への同意方法が、「申請等の都度の同意」から「事前の一括同意」に変わります。
 - ※ ただし、「国税還付金振込通知書」の電子交付については、従来どおり申告・申請等ごとの同意が必要です。
- 電子交付を希望される方は、従来から電子交付を利用されていた方を含め、e-Tax上で令和8年9月24日以後に電子交付への一括同意をお願いします。
 - ※ 電子交付対象の一覧や一括同意の詳細等は、順次e-Taxホームページで公表予定です。

事前の一括同意（R8.9.24～）

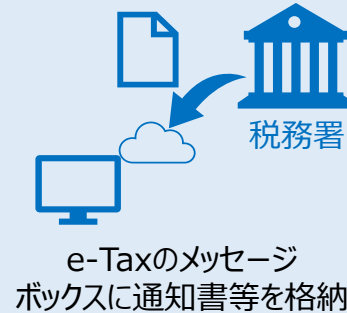


※ バンダーソフトでは利用不可



メールアドレスの登録と
ワンタイム認証が必要です。

電子交付



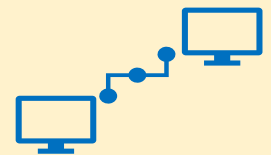
見落とし防止のため、
通知書等が格納された旨の
メールが届きます。



※ 法人については、GbizIDを活用することで、税目等で通知書等の閲覧制限が可能となるよう検討しています（R9.9リリース予定）。

- ◆ 従来から電子交付対象である「住宅ローン控除証明書」、「予定納税額等通知書」などに加え、
 - ・ 更正又は決定通知書
 - ・ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（いわゆる是認通知）など約1,000通知が電子交付対象となります。

- ◆ 税理士とe-Tax上で委任関係の登録を行うことで、電子交付された通知書等をe-Tax上で税理士に共有できます。



8 e-Taxのメンテナンス

8 e-Taxのメンテナンス

- KSK2への移行に当たっては、現行システムからKSK2ヘデータを移行するなどの作業が必要となります。
 - このため、次の期間においてはe-Taxのメンテナンス時間とする予定です。
 - ・ **令和8年9月19日（土） 0時～令和8年9月24日（木） 8時30分**
 - ・ **令和8年9月26日（土） 0時～24時**
- ※ メンテナンス中は、e-Taxにログインすることができません（メッセージボックス（受信通知など）の確認もできません。）。

【利用可能時間 ◎ 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 終日メンテナンス】

令和8年（2026年）9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ◎
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ◎
13 ○	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ×
20 ×	21 ×	22 ×	23 ×	24 ○	25 ◎	26 ×
27 ◎	28 ○	29 ◎	30 ◎			

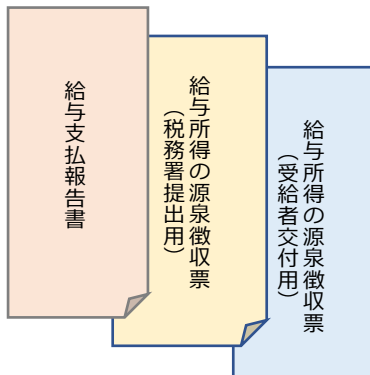
9 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

9 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

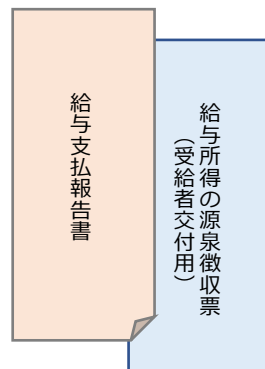
- 現在、給与の支払者は、以下の様式を作成し提出・交付する必要があります。
 - ① 給与支払報告書（市区町村提出用）
 - ② 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）
 - ③ 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うほか、源泉徴収票のみなし提出の特例が開始するため、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）が含まれる3枚複写の様式の印刷を廃止します。
 - ※ 令和9年1月1日以後、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるため、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。
- 給与支払報告書と源泉徴収票（受給者交付用）を同時に作成することができる入力用PDFを国税庁ホームページに掲載します。

【現行】

【3枚複写】

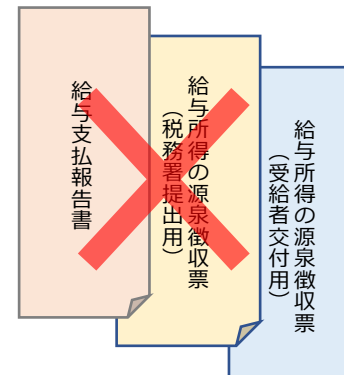


【2枚複写】

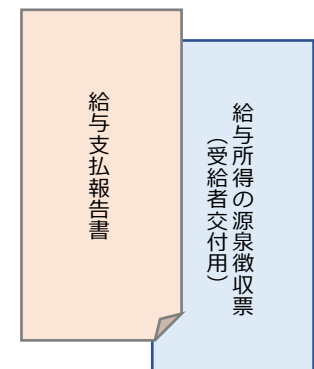


【変更後】

【3枚複写】



【2枚複写】



※印刷の有無は国税局ごとに異なります。

10 預貯金口座振替依頼書等の様式変更

10 預貯金口座振替依頼書等の様式変更

- 預貯金口座振替依頼書（兼）納付書送付依頼書の様式のレイアウトを、以下のとおり変更します。
※ レイアウト変更に伴う、事務手続の変更はありません。

【預貯金口座振替依頼書等の様式】

- ・ 様式ID (①)、様式ID等を識別する二次元コード (②)、識別コード (③)、「生年月日」欄 (④) を追加
- ・ 選択肢を○で囲んで記入していた税目・申告区分 (⑤) は、選択肢の記号を記入するよう変更
- ・ 上記①～⑤の変更に伴い、記載欄等の全体的なレイアウト位置を調整

【現行】

[illegible]

【変更後】

[illegible]

11 国税ダイレクト方式電子納税依頼書等の様式変更

11 国税ダイレクト方式電子納税依頼書等の様式変更

- 国税ダイレクト方式電子納税依頼書（兼）国税ダイレクト方式電子納税届出書の様式のレイアウトを、以下のとおり変更します。
※ レイアウト変更に伴う、事務手続の変更はありません。

【国税ダイレクト方式電子納税依頼書等の様式】（国税ダイレクト方式電子納税解約届出書も同じ）

- ・ 様式ID（①）、様式ID等を識別する二次元コード（②）、識別コード（③）、「生年月日」欄（④）を追加
- ・ 上記の変更に伴い、記載欄等の全体的なレイアウト位置を調整

- 【国税ダイレクト方式電子納税依頼書等の様式】**（国税ダイレクト方式電子納税解約届出書も同じ）
- ・ 様式ID（①）、様式ID等を識別する二次元コード（②）、識別コード（③）、「生年月日」欄（④）を追加
 - ・ 上記の変更に伴い、記載欄等の全体的なレイアウト位置を調整

【現行】



国税ダイヤル方式電子納税依頼書

家賃税ダイヤル方式電子納税届書

法人番号

法人番号は法人税務事項の届出に必要です。

年 月 日 日付

税務年度 年 月

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

住所 (所在地)

税 務 所
(法人名称等)
(代表者氏名)

【変更後】

[illegible]